

**令和8年度「教員の意識と授業が変わる・『ひなたの学び』学力アップ事業」
県立中学校等非認知能力調査実施業務
企画提案競技実施要領**

令和8年5月15日
宮崎県教育庁義務教育課

1 目的

令和8年度「教員の意識と授業が変わる・『ひなたの学び』学力アップ事業」県立中学校等非認知能力調査実施業務委託の受託候補者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 委託の内容

令和8年度「教員の意識と授業が変わる・『ひなたの学び』学力アップ事業」県立中学校等非認知能力調査実施業務委託仕様書による。

3 契約上限額

1,008,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

委託料は業務完了検査に合格した後、精算払により支払う。

4 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

5 参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされていない者
- (3) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者
- (4) 県税に未納がないこと
- (5) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者
- (6) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者

6 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

7 スケジュール

- | | |
|---------------|-------------------|
| (1) 公告 | 令和8年5月15日（金） |
| (2) 質問書受付期限 | 令和8年5月22日（金）午後 5時 |
| (3) 参加申込書提出期限 | 令和8年5月26日（火）午後 5時 |
| (4) 企画提案書提出期限 | 令和8年5月29日（金）正午 |

- | | |
|-------------|---------------|
| (5) 審査 | 令和8年6月 1日(月)～ |
| | 令和8年6月 4日(木) |
| (6) 審査結果の通知 | 令和8年6月 5日(金) |

8 企画提案競技の方法

(1) 参加申込み

企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書(様式第1号)を提出すること。

- ① 提出先
下記13を参照
- ② 提出期限
令和8年5月26日(火)午後5時まで
- ③ 提出方法
電子メール(提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。)

(2) 提出書類

- ① 企画提案書の内容
別紙 企画提案書作成要領 2 企画提案書の作成について のとおりに作成すること。
- ② 提出書類
 - ア 企画提案申請書(1部)
 - ・ 様式第2号により提出すること
 - イ 企画提案書(6部)
 - ・ 内容を電子データで出力したCD-ROMまたはDVD1枚を添付すること
 - ウ 見積書(原本1部、写し5部)
 - エ 誓約書(1部)
 - ・ 様式第3号により提出すること
- ③ 提出先
下記13を参照
- ④ 提出期限
令和8年5月29日(金)正午
- ⑤ 提出方法
下記13の場所へ持参または郵送(郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)

(3) 質問等

企画提案競技及び業務委託仕様書についての質問は、企画提案競技質問書(様式第4号)を提出すること。

- ① 提出先
下記13を参照
- ② 提出期限
令和8年5月22日(金)午後5時
- ③ 提出方法
電子メール
- ④ 問合せの内容及び回答
軽微なものを除き、企画提案競技への参加申込書提出者全てに電子メールで通知する。(質問者名は公表しない。)

- (5) 審査項目※詳細は別添審査基準表のとおり
- (6) 選定方法
複数の審査委員において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した1者を受託候補者として選定する。
- (7) 審査の通知
令和8年6月5日(金)までに、採択・不採択にかかわらず書面で通知する。
- (8) 当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。
 - ① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき
 - ② 提案書を期限までに提出しないとき
 - ③ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
 - ④ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
 - ⑤ 契約上限額を周知して実施した場合において、提案の内容が契約上限額を超えているとき
 - ⑥ ①から⑤に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき
- (9) (8)に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

9 契約の方法

- (1) 受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書を徴取し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。
- (2) 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

10 契約保証金

宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第101条の規定による。

11 辞退

本要領8の企画提案競技参加申込書を提出した後、企画提案書を提出しないこととした場合は、辞退届(様式第5号)を提出すること。

12 その他

- (1) この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとする。
- (2) 企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 委託料の支払い方法は、精算払いとする。
- (4) 提出された資料は、返却しない。

13 書類提出及び問合せ先

- (1) 住所 〒880-8502 宮崎市橘通東1丁目9番10号
- (2) 担当 宮崎県教育庁義務教育課 学力向上担当(担当 岩崎)
- (3) 連絡先 電話番号 義務教育課 0985-26-7263
E-Mailアドレス:義務教育課 gimukyoiku@pref.miyazaki.lg.jp